

福祉文教常任委員会議事録

(令和元年12月10日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和元年12月10日(火) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 寺町 幸雄 副委員長 羽山 茂男
 委員 辻本 馨 村井 浩二
 阪口 寛 田中 祐二
 議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 子育て支援課長 小路 展裕
 副町長 松村 勝之 福祉課長 松岡 健一
 教育長 勝良 憲治 高齢介護課長 東條 信也
 総務部長 今川 新八 健康増進課長 松井 靖
 まちづくり推進部長 浅野 達雄 保険医療課長 子安 逸二
 健康福祉部長 横田 勝 教育総務課長 池田 貴則
 教育次長 田中 清 生涯学習課長 鳥取 勝憲
 総務政策課長 奥埜 哲生 学務指導担当課長 西野 直美
 財政課長 吉田 雅樹 学校給食C所長 富田 昌彦
 会計管理者
 兼会計課長 奥野 展久
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 中村 直幸 西田いく子
 山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第45号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

午前 9時30分 開会

○寺町委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席を頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、予算案件と致しまして、議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の1件でございます。

何卒よろしくご審議を頂き、ご議決賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○寺町委員長 本日は、全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、補正予算案件の議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これについて議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明をさせていただきます。

平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願い致します。

第1条第1項（予算の総額）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ71万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5千304万2千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、補正予算書の8頁、9頁をお願い致します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 7 1 万 5 千円は、事業別区分の 1 の一般管理事業で 1 3 節委託料の電算機器・プログラム変更等委託料 7 1 万 5 千円を計上致しております。

これは、医療機関等を受診した際に、窓口において、被保険者証やマイナンバーカードにより加入する医療保険をオンラインで確認することで、転職や退職、転出などで加入する医療保険がかわった際に、以前加入していた医療保険の被保険者証を誤って使用してしまうことで発生する誤請求を防止し、医療保険事務の効率化を図る他、医療機関等の窓口で高額療養費の限度額や自己負担額の割合等の確認を可能にし、これまで必要であった限度額適用認定証や高齢受給者証の提示が不要となることで被保険者の利便性の向上を図ることを目的に、令和 3 年 3 月からオンライン資格確認が全国一斉に導入されることから、今年度と来年度の 2 ケ年で本町電算システムの改修を行う為、予算の補正を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。

1 頁お戻り頂きまして、6 頁、7 頁をお願い致します。

9 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目システム開発費等補助金、1 節社会保障・税番号システム整備費補助金で、補正額 7 1 万 5 千円は、先程の歳出の総務費において、ご説明致しましたオンライン資格確認の導入に伴う電算機器・プログラム変更等委託料の財源として、全額が国庫補助金として交付されることから同額を計上致しております。

平成 3 1 年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の内容の説明は以上でございます。

何卒宜しくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い致します。以上でございます。

○寺町委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○田中委員 ということは、これからマイナンバーとか使ったそういったものが個人識別という形で使われていくと。その中で医療費の保険の切り替わりとかもそういったところで一緒に管理と言うたらちょっと語弊があるかもわかりませんが、そういったことで間違いがないような形でおこなわれていくということですのでよろしいんですかね。

○子安保険医療課長 今後についてのことになるんですけども、現在、保険証につきま

しては全て世帯管理が基本となっております。今回、オンライン資格確認に関しましては、先程申し上げましたように誤って以前加入していた保険証を利用した際に、誤った保険者に診療報酬を請求してしまうと、そういった事務的な部分の経費、約年間日本全体で80億円程度そういったコストがかかっているとされておりまして。その辺の削減と高額療養費の限度額、あるいは高齢受給者証、70歳以上の方の窓口負担の割合、こういったものが窓口で高齢受給者証と保険証の2枚出す必要をなくして、保険証のみで確認が出来る。あるいは限度額に関しましても限度額証をなくしても窓口の方で限度額が確認出来ることで、高額療養費の償還払い、こういったところの手間というんですか、事務的なところの削減も図れる。あるいは先程言いましたように保険証のみでいけるということで、利用者の負担軽減、利便性の向上にもつながるところから、まずオンライン資格確認というものに取り組みないかという流れでございます。

一方、国の方では、マイナンバーカードの普及、これは経済財政運営の改革の基本方針ですかね、所謂骨太の方針というところにも記載があるように、2023年度中でしたか、にはほぼ全ての国民がマイナンバーカードを持っているというような形で進めていきたいという国の施策がございます。そういった中で、今回のオンライン資格確認にあわせてマイナンバーカードも被保険者証であったり、限度額証であったり、あるいは高齢者の受給者証、こういったところに使えるというところをあわせてやっていこうという流れになります。

ちょっと説明が長くなったんですけども、以上でございます。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 この制度はオンライン資格確認とか電子カルテ等の普及の為の情報化支援機器に300億円かけて創設されるということなんですけれども、この原資は消費税を充てるということになっていると思うんですけども、そうなんですか。

それと、これは保険者の地方自治体だけではなく、民間の病院関係も進めていこう、相手もいることですから、公立の病院だけではなく民間の病院にも導入させようとしていると思うんですけども、それは任意で民間の方はやってもやらなくてもいいということになっているんですか。

その2点は如何でしょうか。

○子安保険医療課長 2点のご質問を頂きました。今回ご指摘頂いた300億円、この原資は何だろうというところなんですけれども、申し訳ございませんが、そこについて

は確認しておりませんので、把握しておりません。申し訳ございません。

もう一点の質問につきましては、今回のオンライン資格確認に関しましては、我々保険者と、一方民間である医療機関、あるいは薬局、こういったところが、今回、オンライン資格確認の制度と申しますか、システムを構築することで窓口で確認が出来るという形になってございます。したがって、医療機関は公設、民間を問わず、医療機関あるいは薬局、こういったところも一定程度システムの整備というところが出てきます。このシステムの整備につきましては、医療機関並びに薬局の方には義務とはされておりません。任意でそれぞれの機関で判断して頂くというところにはなっておりますけれども、先程も申しましたように、国としてはマイナンバーカードの普及を進めているというようなこともありますし、あわせて医療機関がこのシステムを導入することによって医療機関内の事務の軽減、こういったところも図れることから、システムの導入を依頼しているというか、進めているというところがございます。

その1つの施策として支援策として先程委員のご指摘のありました医療情報化支援基金、こちらを令和元年度、今年度の国の予算の方で約300億円活用して設置し、医療機関あるいは薬局の電算システム整備に補助して頂くというようなものとなっております。

以上でございます。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 これは10月からということで、当初から消費税でこれをやっていくということになっていましたので、又、消費税をこういうところに使われるということなんですけれども、その1つの問題と、これはやっぱり便利になると誤りは少なくなるような面もあるかも知れませんが、国民の皆さんはゆくゆくはマイナンバーカードがあったら何でも出来るのだということなんですけれども、今のところ保険証があって不便を感じている人はそれほどおるといふふうには思わないんですけれども、どんどんそういうところにお金をかけて、一定便利になるからやらなければということなんですけれども、そういうことを勧められるということは非常に問題があるのではないかというふうに思います。

それと、これはまた整備でシステム変更をするということなんですけれども、最近神奈川の県庁でも情報漏えいがあったんですけれども、太子町はシステム整備するときに今までの以前のやつがどこかへ漏れるとか、そういう心配はないんでしょうか。今、シ

システム整備そのものはどうしてやってくれているのかよくわからないので、そういう危険があるかどうかというのはどうでしょうか。

○奥埜総務政策課長 只今の委員のご質問ですが、最近の情報漏えいというような部分でございますけれども、マイナンバー制度に伴います個人情報、こういった部分につきましては完全に閉鎖された状態でのシステム内で運用されておりますので、そういった部分については問題ないというふうに理解致しております。

以上です。

○阪口委員 それだったらいいんですけれども、中だけでやっているときはそうなんですけれども、例えばそれを、ちょっと僕は、コンピューターのことはよくわからないんですけれども、そういうものを取り出して、神奈川を見ていたらそれを処分して、裁断するというか、破碎してやっている。だから太子町がやっているようなやつは取り出してどこかで処分するということにはなっていない訳ですね。全然知らないので聞かせて頂きたいんですけれども。

○奥埜総務政策課長 マイナンバー制度に基づく情報につきましては、地方公共団体情報システム機構、こういった部分でのシステムの中で運用が図られておりますので、そういった部分には問題ないというふうに考えております。

○阪口委員 そうすることで安心しろということなんですけれども、マイナンバー、マイナンバーとってマイナンバーと色々結びついてやっていくから、マイナンバーを直接でなくても、それ以外のやつはどうなっているかというのは、神奈川県庁でやっていたのは、やっぱり情報が何かで漏れていってそういうことになっているので、今後も十分注意して頂きたいというふうに思います。

○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 2ケ年で整備するということなんですけれども、来年度は概算見積りとか大体どれぐらいの額で2ケ年で進める予定なんですか。

○子安保険医療課長 村井委員のご指摘にありましたように、本年度と来年度、令和2年度の2ケ年で運用開始に向けて整備することに致しております。今回、71万5千円ということで70万円余りで計上させて頂いておりますけれども、来年度の予定でございますけれども、約150万円程度、当初予算で計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 これを整備して頂いて、保険者さんが利用するときにごく効率が、利便性がよくなるというような説明なんですけれども、保険医療課の方でもやっぱり軽減、職員の皆さんも軽減が、色々と手間が今までかかっていたのがスリム化になるというんですか、それは軽減というのにも効果があるんですか。

○子安保険医療課長 色々事務的な部分で効果があるというところでご説明の方をさせて頂きましたが、1つ取り上げるならば、冒頭に申し上げたように、誤って以前入っていた保険証を使ってしまった際に、本来保険給付すべきでない別の保険者の方に請求が行ってしまうというケース、こういったものを防止する効果がございます。具体的に本町でどの程度あるのかというところでごございますけれども、平成30年度の実績、こちらで言いますと、約年間200件程度誤った請求、要するに資格喪失後の受診による請求誤り、本来は太子町の方の被保険者ではなく、別の保険に加入されているのにもかかわらず本町の方に請求が来た。一定、国保連合会の方に委託している審査支払、点検の方で資格が喪失しているというところで発覚し、最終的には町の方へこれで間違いないかという確認がどうしても降りてきます。その件数が約200件程1年間であるということでごございます。

加えて言うならば、先程申し上げました限度額証、こういったところも申請に基づいて必要な方に発行しておりますけれども、その辺の事務の削減、あるいは窓口で限度額が確認出来るというところで、償還払い、一旦ご負担頂いて最終的に窓口の方へ来て頂いて申請してお金をお返しするといった事務の手間も将来的には削減が進んでいくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 これは別に質問とまでいきませんが、マイナンバー制度をどんどん進めていくと、そういうことで、1枚のカードの中に全てがどんどんわかってくる訳ですね。その保険証のかわりに使えるということで、その方が資格証を持っておられる方とか短期証の方とかその種別もわかってくるし、そういう意味では個人の情報も本当に掌握されてしまうという危険性もあるし、これまた将来的には経産省なんかはどんどん、先程の骨太の方針というのがありましたけれども、経産省は非常に期待しているのは、そういうふうに掌握出来たら、その方がどういう保険を使っている、それでどういう治療をしているというのが全てわかって、それを民間も使えるようになると、医療関係と

か介護関係の企業の方がそれに基づいて、ダイレクトメールでこういう制度を使ったらどうですかとか、そういうふうな手法も可能になってくる訳ですから、全てそこに個人の情報を管理すると、それがまた、企業にも利用されると、そういうことになってくると、本当に問題が今以上に出てくるというふうに思いますし、何でも民間を利用するというので、今問題になっているのは、大学入試の中で試験問題あるいは試験の採点を民間業者がやると。同じように医療関係もそういうことで掌握されて、民間がどんどん出てくると。それで、民間の利益追求の材料にされると、そういうような危険がありますので、私自身としてはこういう形で管理をどんどん進めていく、情報を集約していくのは賛成出来ないというふうに思います。ちょっと質問ではないんですけども。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○阪口委員 議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、意見を付けて賛成の討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出に71万5千円を追加し、社会保障・税番号制度システム整備の為、電算機器プログラム変更等を委託するものです。社会保障・税番号制度は、国民総背番号制度であり、国家の管理による人権侵害の危険があります。しかも個人情報漏えいの危険があり、日本共産党は当初から社会保障・税番号制度そのものに反対です。この制度を導入する為、国は莫大な予算を投入し、自治体にも負担させています。しかも、情報漏えいの危険は後を絶ちません。先日も神奈川県が行政文書が漏えいしました。

又、国民が望みもしないマイナンバーカード普及の為、2千億円以上の予算を投入、消費税増税対策としてキャッシュレス決済でカードを利用させようとしています。国家公務員には、カード取得を強制しています。国民が望んでいないのは、カード普及が4年たっても1割余りにしかならないことで、明らかではないでしょうか。

又、オンライン資格確認や電子カルテ等の普及の為の医療情報化支援基金300億円を創設しますが、この財源は消費税です。

国民が望んでいるのは、オンラインシステムを整備することではなく、医療費の負担の削減であり、消費税の減税です。

歳入は全額国の補助金になっており、町の負担はありませんが、情報漏えいの危険もあり、人権侵害につながるマイナンバー制度の問題を指摘し、意見を付けての賛成の討論と致します。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第45号は原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会致します。

本日はお疲れ様でした。

午前 9時52分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 寺 町 幸 雄